

## 年金記録確認滋賀地方第三者委員会（第18回） 議事要旨

1 日 時 平成19年12月6日（木） 13時30分から16時00分

2 場 所 ピアザ淡海「県民交流センター」 3階 302会議室

### 3 出席者

（委員会）岩崎委員長、物江委員長代理、川辺委員、十二里委員、中川委員、羽座岡委員、盛武委員  
（滋賀行政評価事務所）小室所長  
（事務室）藤井事務室長ほか事務室員9名

### 4 議 題

- （1）申立事案の受付件数及び当委員会への転送件数
- （2）年金記録確認滋賀地方第三者委員会運営規則の一部改正等について
- （3）申立案件の審議
- （4）その他

### 5 会議経過

- （1）事務室から申立事案の受付状況及び当委員会への転送状況の説明があった。
- （2）事務室から年金記録確認滋賀地方第三者委員会運営規則の一部改正案等の説明があった。
- （3）厚生年金に係る事案2件（継続1件、新規1件）、国民年金に係る事案4件（継続）の審議を行った。  
厚生年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、保険料控除の有無や事業者が適切な届出を行っているか等を総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。  
また、国民年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。
- （4）審議の結果、厚生年金事案1件について、年金記録の訂正を不要とするよう決定した。
- （5）次回の委員会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされ、次回（第19回）は12月12日（水）09時30分から、次々回（第20回）は12月19日（水）13時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室  
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認滋賀地方第三者委員会（第19回） 議事要旨

1 日 時 平成19年12月12日（水） 09時30分から11時30分

2 場 所 ピアザ淡海「県民交流センター」 3階 302会議室

3 出席者

（委員会）岩崎委員長、川辺委員、中岡委員、盛武委員

物江委員長代理、十二里委員、中川委員

（滋賀行政評価事務所）小室所長

（事務室）藤井事務室長ほか事務室員9名

4 議 題

- (1) 申立事案の受付件数及び当委員会への転送件数
- (2) 申立案件の審議
- (3) その他

5 会議経過

(1) 事務室から申立事案の受付状況及び当委員会への転送状況の説明があった。

(2) 厚生年金に係る事案2件（継続1件、新規1件）の審議を行った。

審議に当たっては、各申立事案について、保険料控除の有無や事業者が適切な届出を行っているか等を総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

(3) 次回の委員会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされ、次回（第20回）は12月19日（水）13時30分から開催することとなった。

なお、審議の迅速化を図るため、1月からは2部会方式により開催することとし、第1部会（第1回）は平成20年1月9日（水）9時30分から、第2部会（第1回）は1月10日（木）9時30分から開催することとなった。

（ 文 責 : 事 務 室 ）  
（ 後日修正の可能性あり ）

## 年金記録確認滋賀地方第三者委員会（第20回） 議事要旨

1 日 時 平成19年12月19日（水） 13時30分から16時30分

2 場 所 ピアザ淡海「県民交流センター」 3階 303会議室

3 出席者

（委員会）岩崎委員長、物江委員長代理、川辺委員、十二里委員、中岡委員、中川委員、  
羽座岡委員、盛武委員

（滋賀行政評価事務所等）小室所長ほか2名

（事務室）藤井事務室長ほか事務室員6名

4 議 題

（1）申立事案の受付件数及び当委員会への転送件数

（2）年金記録確認滋賀地方第三者委員会事務手続要領及び事務手続細則の一部改正について

（3）申立案件の審議

（4）その他

5 会議経過

（1）事務室から申立事案の受付状況及び当委員会への転送状況の説明があった。

（2）事務室から年金記録確認滋賀地方第三者委員会事務手続要領及び事務手続細則の一部改正案の説明があった。

（3）厚生年金に係る事案4件（新規4件）、国民年金に係る事案5件（継続5件）の審議を行った。

厚生年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、保険料控除の有無や事業者が適切な届出を行っているか等を総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

また、国民年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

（4）審議の結果、国民年金事案について、4件の申立を認め、あっせん案を審議・決定するとともに、1件の年金記録の訂正を不要とするよう決定した。

（5）審議の迅速化を図るため、1月から2部会方式により開催することとし、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。

第1部会第1回は平成20年1月9日（水）9時30分から、第2回は1月16日（水）13時30分から開催することとなった。

また、第2部会第1回は平成20年1月10日（木）9時30分から、第2回は1月17日（木）13時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室  
後日修正の可能性あり 〕